

廃棄物処理法施行規則第9条の3等に基づく
優良産廃処理業者認定制度の手引き

奈良県

平成30年 3月 9日

〈目次〉

1. はじめに(P. 1)
2. 優良産廃処理業者認定制度の趣旨・目的(P. 1)
3. 優良基準(P. 2)
 - (1) 遵法性に係る基準(P. 2)
 - (2) 事業の透明性に係る基準(P. 3)
 - (3) 環境配慮の取組に係る基準(P. 6)
 - (4) 電子マニフェストに係る基準(P. 6)
 - (5) 財務体質の健全性に係る基準(P. 7)
 - (6) その他 (P. 7)
4. 優良認定・優良確認の申請について(P. 8)
 - (1) 申請方法(P. 8)
 - (2) 許可申請時に省略することができる申請書類(P. 10)
 - (3) 許可証への記載と優良産廃処理業者リストの公表(P. 10)
 - (4) 申請先(P. 11)

1. はじめに

この手引きは制度の概略を説明するものです。制度の詳細については、環境省が作成した「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」を必ず参照してください。

リンク先 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

優良基準の一つに「事業の透明性に係る基準」があります。情報の公表は、「インターネットを利用する方法」により行うこととされており、「インターネットを利用する方法」としては、「産廃情報ネット」を利用する方法や、産業廃棄物処理業者自らが開設したホームページを利用する方法が想定されます。

【参考】産廃情報ネットについて <http://www.sanpainet.or.jp/>

問合せ先: (財)産業廃棄物処理事業振興財団 優良化事業推進チーム

電話 03-3526-7798(産廃情報ネット専用)

2. 優良産廃処理業者認定制度の趣旨・目的

優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度としては、平成17年4月1日より「優良性評価制度」が施行されていましたが、この制度については、「今後の廃棄物処理制度の見直しの方向性について」(平成22年1月25日中央環境審議会意見具申)において、都道府県等の制度運用の統一を図るとともに、評価基準の見直しや、評価を受けた産業廃棄物処理業者へのインセンティブの改善を行うべきとの指摘がありました。

この意見具申における指摘等を踏まえ国会に提出された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成22年法律第34号)により、優良産廃処理業者認定制度が創設され、平成23年4月1日より施行されることとなりました。

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準(優良基準)に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者(優良認定業者)について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

優良産廃処理業者認定制度において、産業廃棄物処理業者が優良と認められるためには、2通りの方法があります。

【優良認定】産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、更新の申請とあわせて都道府県知事、政令市長に申請を行い、優良基準に適合している旨の認定を受けるといふものです。

【優良確認】平成23年4月1日の時点で既に産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、その許可の有効期間の満了日までの間に、都道府県知事・政令市長に申請を行い、優良基準に適合している旨の確認を受けるといふものです。この申請は、許可の有効期間の満了日までの間であれば、任意の時点で行うことができます。

(経過措置)排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託をすることを促進するため、平成23年4月1日時点で現に産業廃棄物処理業等の許可を受けている者は、当該許可の有効期間の満了日までの間は、任意の時点で、優良基準に適合する旨の都道府県知事の確認の申請をすることが可能(改正令附則第5条)。

3. 優良基準

以下の基準を全て満たす必要があります。

(1) 遵法性、(2) 事業の透明性、(3) 環境配慮の取組、(4) 電子マニフェストの利用、(5) 財務体質の健全性、(6) 5年以上継続して産業廃棄物処理業等の許可を受けていること

※(6)は優良確認の場合のみ。

(1) 遵法性に係る基準(規則第9条の3第1号等)

この基準は、通常よりも高い遵法性を有することの証明として、一定期間にわたり特定不利益処分を受けていないことを求めるものです。

優良認定の場合は「従前の許可の有効期間」において、特定不利益処分を受けていないこと。優良確認の場合は「優良確認の申請の日前5年間」において、特定不利益処分を受けていないことが必要です。

ここで、「特定不利益処分」とは、次に掲げる不利益処分をいいます。

＜特定不利益処分一覧＞

特定不利益処分の種類		廃棄物処理法における根拠条文
1	廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7条の3 第14条の3(第14条の6において準用する場合を含む。)
2	廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第9条の2 第15条の2の7
3	廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第9条の2の2 第15条の3
4	再生利用認定の取消し	第9条の8第9項(第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)
5	広域的処理認定の取消し	第9条の9第10項(第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)
6	無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項(第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)
7	廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
8	廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項 第19条の4の2第1項 第19条の5 第19条の6第1項

(2) 事業の透明性に係る基準(規則第9条の3第2号等)

この基準は、事業の透明性が確保されていることの証明として、法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業の許可の内容、処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間インターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していることを求めるものです。

①公表期間

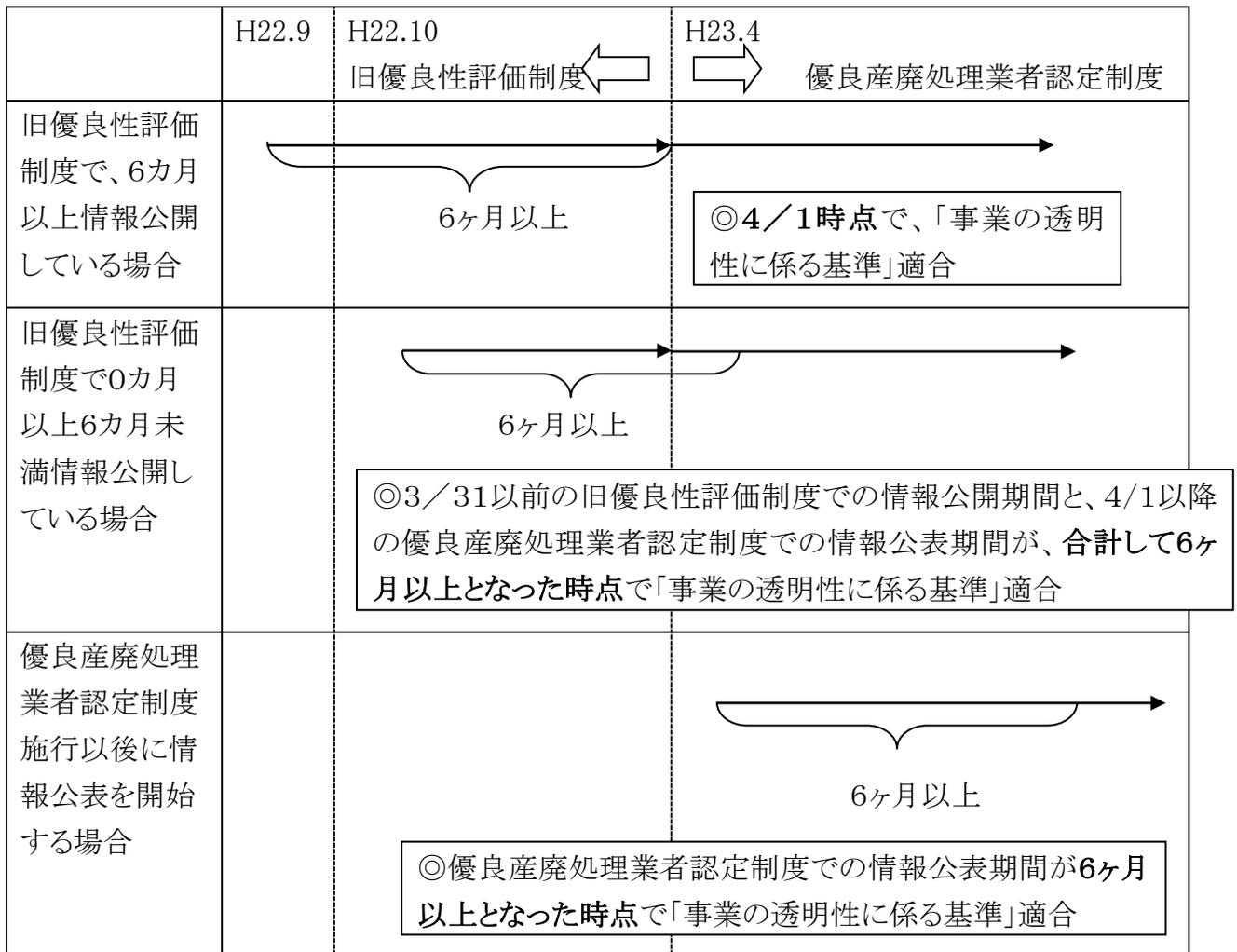
＜事前情報公表期間＞

	場 合	事前情報公表期間	根拠条文
1	優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間	規則第9条の3第2号等
	優良確認の申請をする場合	優良確認の申請の日前6月間	規則附則第13条第3号等

2	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間	規則第9条の3第2号等
3	優良確認を受けた者が、優良確認を受けた後初めて優良認定の申請をする場合	優良確認を受けた日から当該更新の申請の日までの間	規則附則第5条第2項等

なお、事前情報公表期間については、以前より平成23年4月1日の改正前の廃棄物処理法施行規則(以下「旧規則」という。)に基づくいわゆる「優良性評価制度」(以下「旧優良性評価制度」という。)において情報の公開に取り組んでいた産業廃棄物処理業者等を救済するため、経過措置が置かれています(廃棄物処理法施行規則附則第5条第1項、附則第24条等)。

<経過措置の概念図>



②情報公表媒体

情報の公表は、「インターネットを利用する方法」により行うこととされています。「インターネットを利用する方法」としては、「産廃情報ネット」を利用する方法や、産業廃棄物処理業者自らが開設したホームページを利用する方法が想定されます。一方、パンフレットや広報誌など、インターネット以外の媒体による情報公表については、基準適合とは認められません。

【参考】産廃情報ネットについて <http://www.sanpainet.or.jp/>

問合せ先: (財)産業廃棄物処理事業振興財団 優良化事業推進チーム

電話03-3526-7798 (産廃情報ネット専用)

③公表事項

事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表しなければならない事項は、以下の通りです。

<情報公表項目>

	公表事項	更新頻度	適用	
			収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については一年に一回以上※）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上※）	○	
	処理施設に関する事項	変更の都度		○
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上※		○

⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上※	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上※		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上※		○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	一年に一回以上※		○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については一年に一回以上※)	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

※掲載している内容に変更がない場合でも、一年に一回以上の更新が必要です。

(3) 環境配慮の取組に係る基準(規則第9条の3第3号等)

この基準は、環境に配慮した事業活動を行っていることの証明として、ISO14001 又はエコアクション 21 若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを求めるものです。

これらの認証制度の詳細については、下記ホームページを参照して下さい。

・ISO14001 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html>

・エコアクション 21 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>

(4) 電子マニフェストに係る基準(規則第9条の3第4号等)

この基準は、廃棄物処理法に基づき指定された「情報処理センター」(財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター。以下「日廃振センター」という。)が運営する電子マニフェストシステム(通称:JWNET)に加入しており、排出事業者から要望があった場合に電子マニフェストが利用可能であることを求めるものです。

システムの詳細や加入方法等については、下記ホームページを参照して下さい。

- ・日廃振センターのホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html>
- ・JWNETのリーフレット <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/leaflet.pdf>

(5)財務体質の健全性に係る基準

この基準は、財務体質が健全であることの証明として、下表に掲げるすべての基準に適合していることを求めるものです。

<財務体質の健全性に係る基準の全体像>

	基準	概要
①	自己資本比率	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること
②	経常利益金額等	直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること
③	税・保険料	※産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
④	維持管理積立金	特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること

※産業廃棄物処理業の実施に関連のある税とは、具体的には以下のとおりです。

(国税) 法人税及び消費税

(都道府県税) 道府県民税・都民税、事業税、不動産取得税並びに地方消費税

(市町村税) 市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税並びに都市計画税

(6)その他

この基準は、**優良確認の場合のみに適用される基準**であり、優良確認の際に、継続して5年以上産業廃棄物処理業の許可を受けていることを求めるものです。

この基準に適合するためには、5年以上、優良確認を受けようとする都道府県又は政令市において、優良確認を受けようとする許可区分の許可を受けていることが必要となります。したがって例えば、あるA県において、産業廃棄物収集運搬業の許可に関し優良確認を受けようとする場合に、A県とは別のB県のみにおいて5年以上産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者や、A県において産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の許可を5年以上受けて

いる者については、この基準に適合しているとはみなされません。

なお、本制度の詳細については、環境省が作成した「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」を必ず参照してください。

リンク先 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

□ 留意事項

- * この制度は、あくまでも評価基準への適合性を評価するものであり、処理業者が違法行為や不適正処理を行わないことを都道府県等が保証するものではありません。したがって、排出事業者は評価基準適合事業者を選択することで、その責任や注意義務が免除されるものではなく、排出事業者としての責任を全うするため、自らの判断で処理業者の選定を行う必要があります。
- * この制度における評価基準は、すべての処理業者が満たすべき義務的なものではなく、処理業者の取組みに目標を与え、優良な処理業者へと誘導するためのものとして設定されたものです。したがって、基準適合性審査の申出をするかどうかは処理業者の任意であり、評価基準に適合しているか否かが処理業を営むうえで制度的な制約条件となるものではありません。

4. 優良認定・優良確認の申請について

(1) 申請方法

優良認定又は優良確認の申請をする場合、下表に掲げる書類を提出して下さい。

詳細については、環境省が作成した「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」を必ず参照してください。

< 申請書類一覧 >

	書 類	要否(○:必要)	
		優良認定	優良確認
①	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面 (廃棄物対策課のホームページよりダウンロードして下さい)	○	○
②	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類 (産廃情報ネットで公開している場合)	○	○

	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴証明書(事業者自ら印刷したものでも可) 〈自社のホームページ公開している場合〉 ・自社のホームページを印刷したもの <p>※6ヶ月以上公開していたことが分かる書類を提出すること。</p>		
③	<p>環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類</p> <p>下記のいずれかの認証証の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO1400 ・(一社)持続性推進機構による認証証(エコアクション21) ・(一社)持続性推進機構と相互認証されている地域版EMS の認証証及び相互認証確認書 	○	○
④	<p>電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストシステム加入証の写し 	○	○
⑤	<p>税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種納税証明書 <p>※税・保険料の種類についてはP. 9の(5)財務体質の健全性に係る基準を参照して下さい。</p>	○	○
⑥	<p>優良基準適合確認申請書</p> <p>(廃棄物対策課のホームページよりダウンロードして下さい)</p>		○
⑦	<p>現に受けている産業廃棄物処理業の許可の許可証の写し</p>		○
⑧	<p>直前三年事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表(現に受けている許可の申請書に添付したものを除く。)</p>		○

優良確認については随時受付(郵送可)をしておりますが、優良認定については許可更新書類と併せて窓口へ直接持参願います。

奈良県において、過去に優良基準に適合していることが確認されたことのある処理業者であっても、その後の更新申請の際に、当該許可申請に係る添付書類の省略、または引き続き優良基準の認定を希望する場合は、当該許可申請に併せて本制度に係る申請を行うことが必要です。

(注1)申請できる処理業者は、前項の優良基準のすべてに適合していることが前提となりますので、優良基準に適合していることを自ら検証し、確認した上で申請いただくようお願いします。

(注2)奈良県以外の行政において、既に優良基準に適合していることが確認されてい

る処理業者であっても、申請に係る提出書類の省略は認めていませんので注意してください。

(2) 許可申請時に省略することができる申請書類

優良基準に適合していることが確認された処理業者については、当該対象区分の許可の更新を行う際に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で規定された許可申請時の添付書類のうち、以下のものを省略することができます。

- ・ 事業計画の概要を記載した書類
- ・ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び、法人税の納付すべき額と納税済額を証する書類
- ・ 定款及び寄附行為
- ・ (処分業許可申請の場合は) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

(注) 申出書類に不備のないことが確認された場合に限り、上記書類の省略ができますが、その後の審査の結果、優良基準に適合していないことが明らかになった場合には、省略した添付書類を後日提出していただきます。

(3) 許可証への記載と優良産廃処理業者リストの公表

申請者が優良基準に適合している場合、優良認定を行い、優良な産業廃棄物処理業者である旨を記載した許可証を交付します。

この場合の許可の有効期間は、7年となります。なお、当該優良確認を受けた日から7年となるのではなく、現に受けている許可の有効期間を2年延長する扱いとなります。

また、当該処理業者をリスト化してホームページで広く一般に公表します。

(注1) 上記の公表後において、当該処理業者が都道府県知事等による改善命令や措置命令等不利益処分を受けるなど、評価基準に適合しなくなった場合(処理業者が自ら評価基準を満たさなくなったことを申し出た場合を含む。)は、当該処理業者が依然として評価基準に適合していると排出事業者等が誤解することを防ぐため、上記優良産廃処理業者のリストから当該処理業者に係るデータを削除します。

また、やはり上記の公表後において、当該処理業者の公開情報について、虚偽記載や情報の更新不履行などの疑義が生じた場合は、必要な調査を行い、場合によっては優良産廃処理業者のリストから当該処理業者に係るデータを削除することがあります。

(注2) 申出時点において、既に優良基準に適合していなかったことが事後的に明らかになった場合(虚偽の申出等)には、優良な産業廃棄物処理業者等である旨を記載し

た許可証を修正するとともに、優良産廃処理業者のリストから当該処理業者に係るデータを削除します。

(4) 申請先

- ・収集運搬業(積替え保管を含まない)で、申出者の住所が奈良県外または奈良市の方

奈良県庁廃棄物対策課へ**正本1部、副本1部**を提出してください。

なお、申請をする際は、事前に予約をお取りください。

○ 奈良県庁 廃棄物対策課 産業廃棄物第二係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL:0742-27-8748(8747)

- ・収集運搬業(積替え保管を含まない)で、申出者の住所が奈良市以外の奈良県内の方

奈良県景観・環境総合センターへ**正本1部、副本1部**を提出してください。

なお、申請をする際は、事前に予約をお取りください。

○ 奈良県景観・環境総合センター
〒633-0062 桜井市粟殿1000
TEL 0744-47-3805

※ 収集運搬業(積み替え保管を含む)、中間処理業及び最終処分業の場合は、奈良県景観・環境総合センターに**正本1部、副本2部**を提出してください。

この制度に関する問い合わせ先

奈良県 廃棄物対策課 産業廃棄物第二係
〒630-8501
奈良市登大路町30
TEL:0742-27-8748(8747) FAX:0742-22-7482

(5) 許可証

審査終了後、許可証、副本1部を申請窓口でお渡しします。

送付を希望される方はあらかじめ、返信用封筒を申請窓口提出して下さい。

(例) 追跡可能な「レターパック」、「特定記録」、「簡易書留」